

5 近年の特筆すべき犯罪情勢

(1) 特殊詐欺等の状況

福岡市における特殊詐欺の被害件数は、令和元年から年々増加しており、令和5年の被害額については、統計史上最高額を記録している状況です。高齢者の被害は全体の70%を占めており、特に女性高齢者が多い傾向があります。

また、SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺については、令和5年下半期から被害が急増しており、令和6年1月から3月までに、全国では認知件数2,303件、被害額約280億円、福岡県においても認知件数144件、被害額約16億円と被害が拡大しており、深刻な状況となっています。

〈図表 22〉特殊詐欺の認知件数と被害額

区 分		H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
福岡市	認知件数(件)	143	86	93	129	163	172
	被害額(千円)	265,873	272,141	193,876	265,996	459,027	698,367
福岡県	認知件数(件)	359	279	201	329	368	576
	被害額(千円)	667,453	677,542	388,535	764,598	922,827	1,331,052

提供：福岡県警察

〈図表 23〉特殊詐欺の被害状況（令和5年）

(件)

区 分	男性			女性			合計		
		高齢者 (65歳以上)	高齢者の割合		高齢者 (65歳以上)	高齢者の割合		高齢者 (65歳以上)	高齢者の割合
認知件数	56	34	60.7%	116	87	75.0%	172	121	70.3%

提供：福岡県警察

〈図表 24〉福岡市内の特殊詐欺被害阻止状況

区 分	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
阻止件数(件)	181	106	100	201	171	214
阻止額(千円)	118,328	41,022	9,883	61,729	21,281	85,056
認知件数(件)	143	86	93	129	163	172
被害額(千円)	265,873	272,141	193,876	265,996	459,027	698,367

提供：福岡県警察

〈特殊詐欺の分類〉

手口	内容
オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取るもの
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取るもの
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取るもの
還付金詐欺	税金の還付等に必要の手続きを装って被害者に ATM を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得るもの
融資保証金詐欺	実際には融資していないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取るもの
金融商品詐欺	架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取るもの
ギャンブル詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールをするなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対してパチンコ攻略法等の虚偽の情報を提供するなどした上で、会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取るもの
交際あっせん詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなど、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取るもの
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、同キャッシュカード等を窃取するもの
その他の特殊詐欺	上記のいずれの類型にも該当しない特殊詐欺

〈SNS 型投資詐欺・SNS 型ロマンス詐欺の分類〉

手口	内容
SNS 型投資詐欺	相手方が、主として SNS その他の非対面での欺罔行為により投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取るもの
SNS 型ロマンス詐欺	相手方が、SNS その他の非対面での連絡手段を用いて被害者と複数回やり取りすることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取るもの

出典：警察庁ホームページ

(2) 匿名・流動型犯罪グループの特徴

匿名・流動型犯罪グループは、中核的人物が、自らに捜査が及ぶことのないようにするため、匿名性の高い通信手段を使用して実行犯への指示をするなど、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化される一方、犯罪の実行者は、SNS でその都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化しているという特徴がみられます。

また、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為、悪質なりフォーム業、薬物密売等の様々な犯罪を敢行し、その収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を風俗営業等の新たな資金獲得活動に充てるなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられます。

出典：令和6年警察白書

【コラム】 ～犯罪実行者募集情報の特徴～

犯人グループが SNS 等を通じて実行犯を募集する、いわゆる闇バイトに応募した若者等による犯罪が問題となっています。

犯罪実行者の募集は、通常のアルバイト募集のように見えても、以下のような特徴があります。

➤ **使用されたSNS**

大部分がX(旧 Twitter)

➤ **報酬額**

高額であることを強調する文言が多い(「高収入」「日給5万円から」等)

➤ **報酬支払い**

即日に支払われることを強調する文言が多い(「即日払い」「即日即金」「お金配りますよ」等)

➤ **業務内容**

人又は物の運搬や荷物の受取りなど簡単な仕事であることを強調する文言が多い(「運びの仕事」「ドライバー」「送迎」「書類運搬」「荷物を運ぶ仕事」等)

➤ **業務の性質**

違法ではないことや、楽で簡単な仕事であることを強調する文言が使われることもある(「ホワイト案件」「ホワイトバイト」「簡単」等)

➤ **募集条件**

即座に参加できること(「本日稼働可能」等)、また運搬等の業務に対応できること(「要普通免許」等)を条件としている場合もある

➤ **通信手段**

Xでのやりとりから、匿名性の高いアプリ(シグナル)に誘導されることが多い

出典：福岡県警察ホームページ

第3章 具体的な取組み

1 プランの策定の考え方

(1) 基本目標

犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目標とし、その実現のため、以下の3つの基本目標を掲げ、市民、地域団体、事業者や警察等関係団体と連携を図り、防犯施策を推進していきます。

- | | |
|-------|-----------------|
| 基本目標Ⅰ | 防犯意識の高いひと・地域づくり |
| 基本目標Ⅱ | 防犯力の高い地域づくり |
| 基本目標Ⅲ | 防犯環境に配慮したまちづくり |

(2) 策定にあたっての視点

条例の基本理念及び近年の犯罪情勢を踏まえ、以下の視点を反映させた取組みを盛り込みます。

- | |
|-------------------------|
| ①SNS 等を用いた新たな犯罪手法への対応 |
| ②若者や高齢者をターゲットとした防犯施策の推進 |
| ③市民生活に身近な犯罪の未然防止 |

2 プランの成果指標

防犯推進プランでは、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目標とし、次のとおり、この計画期間における数値目標を設定します。

指標の内容	年	現状値	最終目標値
		令和5年 (2023年)	令和11年 (2029年)
刑法犯認知件数		12,681 件	9,000 件
特殊詐欺認知件数		172 件	100 件

出典:福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数」

提供:福岡県警察「福岡市内における犯罪状況について」

3 プラン体系

防犯推進プランでは、防犯上の基本目標ごとに施策の基本事項を整理し、重点的に取り組む事項を規定します。

基本目標	施策の基本事項	No.	主な取組み
I 防犯意識の高いひと・地域づくり	①多様な広報・啓発 ②防犯上配慮を要する者に対する啓発活動の推進 ③少年の規範意識の向上等 ④情勢や地域の特性を踏まえた取組みの推進	1	多様な手法・媒体を活用した広報啓発
		2	関係機関と連携した広報啓発
		3	モラル・マナーの意識向上に関する啓発活動等
		4	飲酒運転の撲滅に向けた啓発活動等の実施
II 防犯力の高い地域づくり	①地域防犯活動の支援 ②子どもを見守る取組みの強化 ③関係機関との連携強化	5	性犯罪防止の広報啓発の推進
		6	高齢者犯罪被害予防の広報啓発の推進
		7	子どもの防犯意識の向上
		8	少年の健全育成のための取組み
III 防犯環境に配慮したまちづくり	①道路等・住宅・学校等の防犯性向上	9	道徳教育等の推進
		10	非行を起こした少年等の立ち直りの支援
		11	特殊詐欺等被害防止の啓発【拡充】
		12	犯罪への関与防止に向けた取組み【新規】
		13	自転車盗被害防止に向けた取組み【拡充】
		14	薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施
		15	犯罪被害者支援に関する取組み
		16	地域の防犯パトロールに対する支援
		17	街頭防犯カメラの設置に対する助成【拡充】
		18	防犯灯の設置等に対する助成
		19	自治協議会等による防犯活動の推進
		20	登下校時の安全確保
		21	子ども見守り事業
		22	有害環境の浄化
		23	市民・警察等と連携した犯罪抑止対策の推進
		24	「防犯環境設計指針」の広報啓発
		25	道路における防犯性の向上
		26	公園における防犯性の向上
		27	自動車駐車場及び自転車駐輪場の防犯性の向上
		28	住宅等における防犯性の向上
		29	学校等における防犯性の向上
		30	地下鉄駅構内及び車両内の安全対策【新規】

4 具体的な取組み

目標Ⅰ 防犯意識の高いひと・地域づくり

施策① 多様な広報・啓発

関係機関と連携し、より効果的な広報・啓発を行うことにより、市民の防犯意識の向上に取り組みます。さらに、モラル・マナーの向上や飲酒運転の撲滅に関する広報啓発を行い、市民の規範意識の醸成を図ります。

【主な取組み】

1	多様な手法・媒体を活用した広報啓発
取組み内容	市政だよりやホームページ、SNSなど様々な媒体を活用した防犯啓発や地域防犯活動の取組み紹介など市民の防犯意識の向上を図るための広報啓発を行うとともに、地域、警察、事業者等と連携し、効果的な広報に努めます。 また、毎年8月を「福岡市防犯強化月間」と定め、市民が防犯について考え行動する機会を提供します。
関係局	市民局、区役所

2	関係機関と連携した広報啓発
取組み内容	地域における犯罪情報や不審者情報などについて、警察が発信する「ふっけい安心メール」の情報を「福岡市LINE公式アカウント」より配信し、市民への即時的な情報提供を行います。 また、防犯緊急事案が発生した場合には、関係機関と連携し、地域への迅速な情報提供に努めます。
関係局	市民局、区役所

3	モラル・マナーの意識向上に関する啓発活動等
取組み内容	ルールが守られ、人にやさしい安全なまちづくりを推進するため、市民・地域団体・NPO・事業者と連携し、それぞれの責務を自覚し相互に協力しながら市民のモラル・マナー向上に向けた広報啓発を実施します。 また、警察や地域などの関係団体と連携し、自転車の安全利用・放置自転車対策の推進、路上喫煙対策、不法投棄防止などの取り組みも行い、地域の安全性を高めます。 さらに、繁華街では犯罪未然防止のため、パトロール活動などを実施し、悪質な客引き行為の根絶に向けた対策も講じます。
関係局	市民局、保健医療局、環境局、農林水産局、住宅都市局、道路下水道局、区役所、交通局

4	飲酒運転の撲滅に向けた啓発活動等の実施
取組み内容	地域や市民団体、NPO、事業者、行政、警察などと連携し、各種キャンペーンの実施や様々な媒体を活用した広報啓発を行うことなどにより、飲酒運転撲滅の気運を一層高め、飲酒運転の撲滅(ゼロ)を目指します。
関係局	市民局、区役所

施策② 防犯上配慮を要する者に対する啓発活動の推進

子どもや高齢者など防犯上の配慮を要する者の犯罪被害防止には、各々の視点を取り入れた情報の提供や、対象者に届くより効果的な啓発を行い、防犯意識の向上を図ります。

【主な取組み】

5	性犯罪防止の広報啓発の推進
取組み内容	犯罪が発生しにくい社会環境を構築し、子ども・女性の犯罪被害撲滅を図ることを目的に事業者及び関係機関・団体が連携した組織「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか」(通称コスモスネットワーク)と連携し、子ども、女性を性犯罪の被害から守るための広報啓発を行います。 また、警察OB職員が、性犯罪対策に関する出前講座を行うことで、市民の防犯意識の向上を図ります。 さらに被害に遭う割合が高い学生に対し、「新大学生防犯強化月間(4月～5月)」にて、大学等と連携し、特に新入生等を対象に集中的に広報啓発を行います。
関係局	市民局
6	高齢者犯罪被害予防の広報啓発の推進
取組み内容	警察と連携し地域包括支援センターや民生委員に対して、高齢者が犯罪に巻き込まれないよう情報提供を行い、防犯意識の向上を図ります。 また、警察OB職員が、高齢者犯罪被害防止に関する出前講座を行うことで、市民の防犯意識の向上を図ります。
関係局	市民局、福祉局
7	子どもの防犯意識の向上
取組み内容	インターネットや携帯電話などを介した児童生徒の犯罪被害を未然に防ぐため、正しい利用法の指導や保護者への啓発を推進していきます。 また、警察OB職員が、子どもの防犯意識の向上に関する出前講座を行うことで、市民の防犯意識の向上を図るとともに、学校が作成する安全マップに地域の「こども110番の家」を記載するなど、子どもや保護者に対し周知を図り、防犯意識の向上を図ります。
関係局	市民局、教育委員会

施策③ 少年の規範意識の向上等

(1)少年の健全育成・規範意識の向上等のための取組み

地域団体等と連携した少年の非行防止活動や居場所づくり活動、少年の健全育成のための啓発活動などにより、少年が非行や犯罪を起こさないように少年の健全育成・規範意識を向上させる取組みを行います。

(2)非行を起こした少年等の立ち直りの支援

関係機関と連携し、農業体験などを通じて、非行を起こした少年等の立ち直り支援にも取り組んでいきます。

【主な取組み】

8	少年の健全育成のための取組み
取組み内容	毎年7月を「福岡市青少年の非行・被害防止強調月間」と定め、青少年の犯罪被害防止等に関する広報・啓発を行うとともに、毎年11月を「福岡市子ども・若者育成支援強調月間」と定め、子ども・若者が主体的に活動していくことができるような広報啓発を行います。 また、中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことができるような、地域における居場所づくりの支援を行います。
関係局	こども未来局

9	道徳教育等の推進
取組み内容	小・中学校において、地域行事やボランティア活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心などを高めるような道徳教育を行います。 また、子ども達のモラル・マナーや防犯意識の向上を図るため小・中学生により構成された防犯組織の活動を支援します。
関係局	市民局、教育委員会

10	非行を起こした少年等の立ち直りの支援
取組み内容	ひきこもりや非行など困難な状況にある子ども・若者の立ち直り支援や、就労に向けた一歩を踏み出す機会の創出のため、若者の支援団体等と共働で若者に農作業等を体験する場を提供します。
関係局	こども未来局

施策④ 情勢や地域の特性を踏まえた取組みの推進

社会情勢や地域の特性を十分に把握した上で、犯罪に関するデータをもとに傾向等を分析し、地域団体や事業者等との連携を図りながら、効果的な防犯施策に取り組むとともに犯罪被害者に寄り添った支援にも取り組んでいきます。

【主な取組み】

11	特殊詐欺等被害防止の啓発
取組み内容	市政だより、市ホームページ、SNS等や消費生活サポーター事業での注意喚起、啓発などを行うとともに、(固定電話の特殊詐欺対策サービス)、迷惑電話防止機能付電話機の普及促進を図ってまいります。 また、地域、警察、事業者等と連携し、市民に対する啓発に努め、特殊詐欺等被害の未然防止に取り組めます。
関係局	市民局
12	犯罪への関与防止に向けた取組み
取組み内容	市民が意図せず犯罪に関与することのないよう、闇バイトをはじめとする犯罪の危険性等について、関係機関とも連携して、様々な機会や広報媒体を活用した広報啓発を行います。
関係局	市民局
13	自転車盗被害防止に向けた取組み
取組み内容	大学等と連携した学生への集中的な広報啓発を行うとともに、街頭キャンペーン等のイベントの機会を通じて、広報啓発を行います。
関係局	市民局
14	薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施
取組み内容	薬剤師会、県警、大学など、関係機関の代表者を委員とする福岡市薬物乱用防止対策推進協議会を開催し、連携を図りながら薬物乱用防止に関する啓発活動等を行います。 また、「新大学生防犯強化月間(4月～5月)」にて、大学等と連携し、特に新入生等を対象に集中的に広報啓発を行うとともに、各小・中・高等学校においても、薬物乱用防止教育の充実を図ります。
関係局	市民局、こども未来局、保健医療局、教育委員会
15	犯罪被害者支援に関する取組み
取組み内容	犯罪被害者等の総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」において、専門の相談員による電話や面接による相談、支援制度や専門機関の紹介、病院、警察署、裁判所への付き添いなど、犯罪被害者等に寄り添った支援を実施するとともに、性暴力被害者については、性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、24時間相談対応や病院・警察署などへの付き添いなど被害者に寄り添った総合的な支援を実施して行きます。
関係局	市民局、住宅都市局

目標Ⅱ 防犯力の高い地域づくり

施策① 地域防犯活動の支援

地域防犯パトロールカーに対する支援など、地域の防犯活動の継続を支援していくとともに、街頭防犯カメラの設置促進などによって、地域の防犯活動を補完していきます。

【主な取組み】

16	地域の防犯パトロールに対する支援
取組み内容	自治協議会等に対する庁用軽自動車の無償譲渡や、地域防犯パトロールカーに対するガソリン代、車検費用等を助成することにより、地域におけるパトロール活動の促進を図ります。
関係局	市民局

17	街頭防犯カメラの設置に対する助成
取組み内容	街頭防犯カメラは犯罪の抑止効果や犯罪発生時における犯人の特定及び検挙に効果があることから自治会・町内会等による設置に対して助成を行うことで、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。
関係局	市民局

18	防犯灯の設置等に対する助成
取組み内容	道路上における各種犯罪を防止するため、自治会・町内会等による防犯灯の設置・取替及び維持管理に要する費用に対して助成を行い、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。
関係局	道路下水道局

19	自治協議会等による防犯活動の推進
取組み内容	自治協議会等による安全安心マップの作成を支援し、市民が校区内における危険箇所を認識するなど市民の防犯意識を高めるとともに、地域におけるパトロール活動に活用するなど防犯活動の促進を図ります。 また、犯罪の多い天神地区における安全安心まちづくり活動を支援する施設として「警固公園安全安心センター」を設置し、地域の防犯活動拠点としての利用を促進します。
関係局	市民局、区役所

施策② 子どもを見守る取組みの強化

少年愛護パトロール員による地域巡回や青少年を見守る店など、地域団体、事業者等と連携した少年の非行防止活動を行うとともに、IoTを活用した子ども見守りサービスやスクールガードによる学校や通学路の巡回・警備を行うことにより、防犯対策に取り組みます。

【主な取組み】

20	登下校時の安全確保
取組み内容	保護者や地域と連携し、学校や通学路の巡回・見守りを行うスクールガードを募り、地域ぐるみで防犯に取り組む体制を整備するとともに、通学路交通安全対策プログラムに基づき、交通・防犯の視点での危険箇所の点検・改善を行い、登下校時の安全確保を図ります。 また、スクールガード・リーダーが学校を巡回し、教職員やスクールガードの指導や専門的視点からの安全点検等を実施します。 さらに保護者や地域の方の参画、協働による取組みとして防犯・安全教室を行います。
関係局	教育委員会
21	子ども見守り事業
取組み内容	保護者、地域住民、企業等の協力のもと、IoTを活用した子どもの見守りのネットワークを構築し、社会全体で子どもの見守りを強化するとともに、新1年生に対し防犯ブザーの配布を行うなど子どもの防犯意識の向上を図ります。
関係局	市民局、教育委員会
22	有害環境の浄化
取組み内容	少年愛護パトロール員によるパトロール活動の実施や、小・中学生が利用する機会の多い店舗を「青少年を見守る店」として指定することなどにより、青少年の見守り活動を促進します。 また、店舗における有害図書類に関する指導などの立ち入り調査や、旅館等・カラオケボックスの設置についての必要な指導及び勧告などを行います。
関係局	こども未来局

施策③ 関係機関との連携強化

地域団体や事業者、学校、警察などの関係機関との連携を強め、実効性のある取組みを進めていきます。

【主な取組み】

23	市民・警察等と連携した犯罪抑止対策の推進
取組み内容	各区役所において、それぞれの区の実情に応じ、地域や警察、防犯団体等と連携を図りながら、地域防犯活動に関する研修会の実施や連絡協議会の運営などの取組みを行います。 また、博多駅や天神・大名周辺における悪質な客引き行為等の根絶に向け、地元協議会や警察と協力して合同パトロールを実施するなど各種対策を行います。
関係局	市民局、各区役所

目標Ⅲ 防犯環境に配慮したまちづくり

施策① 道路等・住宅・学校等の防犯性向上

福岡市では、道路、公園、駐輪場・駐車場、住宅、学校等について、防犯に配慮した環境整備を推進するため、構造、設備等に関する「防犯環境設計指針」を策定しています。

この指針を踏まえ、本市の公共施設等の整備及び管理に努めるとともに、市民や事業者等に対しても本指針の活用について、一層の周知を図ることにより、防犯環境に配慮したまちづくりを推進していきます。

【主な取組み】

24	「防犯環境設計指針」の広報啓発
取組み内容	道路、公園、駐輪場・駐車場、住宅、学校等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮した事項を示した「防犯環境設計指針」について、市民や事業者へ広報啓発を行い、道路等における効果的な防犯環境の形成促進を図ります。
関係局	市民局、こども未来局、住宅都市局、道路下水道局、教育委員会

25	道路における防犯性の向上
取組み内容	道路構造、沿道状況、交通安全等を勘案して、必要に応じ歩行者と車両の分離を行うことや、「防犯灯の設置等に対する助成」(主な取組み17)等により道路上の照度を確保することなど犯罪の防止に配慮した道路の整備及び管理に努めます。
関係局	道路下水道局

26	公園における防犯性の向上
取組み内容	樹種の選定、配置、剪定等により周囲からの見通しを確保することや、夜間の通行又は利用が想定される場所における必要な照度を確保することなど犯罪の防止に配慮した公園の整備及び管理に努めます。
関係局	住宅都市局、港湾空港局

27	自動車駐車場及び自転車駐輪場の防犯性の向上
取組み内容	格子又はメッシュ状の柵による周囲からの区分などにより、周囲からの見通しの確保や犯罪企図者の接近の抑止を図ることなど犯罪の防止に配慮した自動車駐車場及び自転車駐車場の施設整備及び管理に努めるとともに、利用者等に対する車両等の施錠、貴重品の放置防止等の注意喚起に努めます。
関係局	市民局、道路下水道局

28	住宅等における防犯性の向上
取組み内容	「住まいづくりの手引き」等、住まいに関する情報手引きなどに防犯対策について記載するとともに、関係団体と連携し、防犯に効果的な事例の紹介等を行います。 また、NPO法人福岡県防犯設備士協会が認定した防犯性の高いセキュリティ・マンション・アパートやセキュリティ・ホームなど防犯性の高い建物の普及に向けた広報啓発に努めます。
関係局	市民局、住宅都市局

29	学校等における防犯性の向上
取組み内容	柵等による敷地の区分、防犯カメラの設置などにより、領域性の強化や犯罪企図者の接近の抑制を図ることや、通報システムの設置により緊急時の連絡の迅速化を図ることなど犯罪の防止に配慮した学校等の整備及び管理に努めます。
関係局	こども未来局、教育委員会

30	地下鉄駅構内及び車両内の安全対策
取組み内容	駅係員及び警察OB職員等による駅構内・列車内の巡回、車内防犯カメラの計画的な設置、痴漢・盗撮行為に対する注意喚起放送及び福岡県警察作成の防犯ポスターの掲示等により、犯罪の未然防止や犯罪発生時の対応能力の向上に努めます。 また、県警察と連携した合同訓練やキャンペーンを実施し、緊急時における迅速かつ的確な対応や効果的な広報に努めます。
関係局	交通局

參考資料

福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例

平成 25 年 12 月 26 日

条例第 65 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現に関し、基本理念を定め、市民、地域団体及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、より多くの市民等の参加又は参画を得た地域防犯活動の活性化を図り、もって市民生活の安全の確保及び市民の安心感の醸成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地域団体 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及び地域における犯罪のない安全で住みよいまちづくり（以下「防犯のまちづくり」という。）に関する活動（以下「地域防犯活動」という。）を行う N P O、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (3) 事業者 事業を行う法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- (4) 関係機関 防犯のまちづくりに関する施策（以下「防犯施策」という。）を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設その他これらに類するものをいう。
- (6) 少年 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する少年をいう。

(基本理念)

第 3 条 防犯のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) 市民、地域団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、自らの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識のもとに、地域防犯活動に主体的に取り組み、地域社会の絆の強化を図ること。
- (2) 市は、関係機関との連携のもと、市民等が行う地域防犯活動の促進を始めとした防犯施策を推進すること。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、防犯のまちづくりについて理解を深め、日常生活において、自らの安全を確保するとともに、地域防犯活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第 5 条 地域団体は、市民の防犯意識の高揚に努める等地域防犯活動に積極的に取り

組むとともに、当該地域における地域社会の絆の強化を図るよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、その事業を行うに当たっては、従業員及び顧客等が犯罪の被害を受けないようにするための措置を講じるとともに、地域社会を構成する一員として地域防犯活動を推進するよう努めるものとする。

（市の責務）

第7条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し、防犯施策を実施するものとする。

（推進本部）

第8条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置するものとする。

（推進計画）

第9条 推進本部は、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進本部は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を聴くとともに、当該推進計画の策定等について公表するものとする。

3 推進本部は、推進計画に基づく防犯のまちづくりの進捗状況を管理し、当該進捗状況を公表するものとする。

（広報及び啓発）

第10条 市は、市民が防犯のまちづくりについて理解を深め、並びに地域団体及び事業者が行う地域防犯活動の積極的な取組みを促進するため、広報及び啓発を行うものとする。

（地域防犯活動の支援）

第11条 市は、市民等が地域の実情及び特性に応じた地域防犯活動に取り組むことができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

（防犯上の配慮を要する者の安全の確保）

第12条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、子ども、高齢者その他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪の被害を受けないようにするための情報の提供、啓発その他必要な措置を講じるものとする。

（サイバー空間における安全の確保）

第13条 市は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等設置管理者」という。）及び事業者並びに関係機関との緊密な連携のもと、児童及び生徒に対する情報モラル教育（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方及び態度を身に

付けさせる教育をいう。)を行うとともに、市民がサイバー空間(情報通信技術を用いて情報がやりとりされるインターネットその他の仮想的な空間をいう。)を利用して行われる犯罪の被害を受けないようにするための広報及び啓発を行うものとする。

(地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進)

第14条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、地域の実情及び特性を踏まえ、当該地域に必要な防犯施策を推進するものとする。

(少年の規範意識の向上等)

第15条 市は、少年の非行を生まない社会の実現に向け、学校等設置管理者、少年の保護者を始めとした市民及び地域団体並びに関係機関との緊密な連携のもと、少年の規範意識の向上及び非行の防止を図るための措置を講じるものとする。

(非行を起こした少年の立ち直りの支援)

第16条 市は、学校等設置管理者、少年の保護者を始めとした市民及び地域団体並びに関係機関との緊密な連携のもと、非行を起こした少年の立ち直りについて支援するものとする。

(道路等における犯罪の防止)

第17条 市長は、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(住宅における犯罪の防止)

第18条 市長は、住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 住宅の建築主、住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び住宅を所有し、又は管理する者(以下「建築主等」という。)は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、建築主等に対し、当該住宅の防犯性の向上のための情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(学校等における犯罪の防止)

第19条 市長及び教育委員会は、共同して、学校等における乳児、幼児、児童及び生徒が犯罪による被害を受けないようにするための学校等の施設の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 学校等設置管理者は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(指針の公表)

第 20 条 市長及び教育委員会は、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び前条第 1 項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条の規定は、公布の日から施行する。

(人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部改正)

- 2 人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成 14 年福岡市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「ほか」の次に「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成 25 年福岡市条例第 65 号）」を加える。